

議案第55号

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

平成24年6月4日提出

新居浜市長 佐々木 龍

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月19日愛媛県指令18市第1283号）の一部を次のように改正する。

別表第2の備考1及び2中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の愛媛県後期高齢者医療広域連合規約別表第2の規定は、平成25年度以後の関係市町の負担金について適用し、平成24年度までの関係市町の負担金については、なお従前の例による。

提案理由

住民基本台帳法の一部改正等により外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられることに伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるため、本案を提出する。